平成２２年（フ）第４７７号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目24―５ビブラックス309号、住民票上の住所埼玉県入間郡三芳町大字北永井681番地174
債務者　溝呂木昌美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第３６０号
千葉市緑区あすみが丘６丁目63番地15
債務者　村岡　輝男
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第５７０号
千葉県市川市日之出15番11号日之出第３ビラ207号
債務者　高橋　智美（旧姓篁）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１００号
千葉県山武市白幡1201番地１
債務者　川島　充晃
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第１２３号
千葉県旭市神宮寺1183番地
債務者　石毛　京子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第２８３号
新潟市中央区近江２丁目30番10号　ハイツ江南台101号
債務者　河面由美子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３３４号
新潟市江南区山二ツ371番地９
債務者　榎　　弘
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３６２号
新潟市秋葉区結251番地
債務者　長谷川沙李
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３６３号
新潟市西区小針６丁目１番３号　ハイツサングリーンＦ102号、前住所新潟市西区小針３丁目34番７号
債務者　亀倉林三郎
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３７０号
新潟市西蒲区割前43番地２　レジデンス割前103
債務者　横山　勝美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３７２号
新潟市中央区西湊町通２ノ町2680番地　市営住宅506号
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３７５号
新潟市北区島見町2164番地、前住所新潟市北区白新町３丁目５番27号
債務者　渡邉　和廣
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３７６号
新潟市中央区堀割町５番14号　森映ハイツ堀割２Ｆ室
債務者　坂田　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３８３号
新潟市秋葉区みそら野３丁目１番地７　スイートショコラ102号、前住所新潟県五泉市一本杉2419番地
債務者　林　美智子（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３８６号
新潟市南区西白根1005番地
債務者　笹川　典子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３９５号
新潟市秋葉区新町２丁目２番７号、前住所新潟市中央区弥生町１番９号
債務者　湯澤　武子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３９６号
新潟市東区紫竹５丁目25番２号　エテルナ102号
債務者　板垣　順子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部